

「大阪府財政運営基本条例（仮称）」の骨子案に対するご意見・ご提言と大阪府の考え方について

「大阪府財政運営基本条例（仮称）」の骨子案に対する府民意見等を募集した結果、1団体から4件のご意見・ご提言をいただきました。いただいたご意見・ご提言に対する大阪府の考え方は下記のとおりです。

1 「財政規律の確保」について

整理番号	ご意見・ご提言	大阪府の考え方
1-1	<p>地方公共団体は、住民の生存権を保障し、福祉の増進を図るべき団体であり、住民は権利を保障される主体であって単なる「受益者」ではなく、そのような団体の運営の原則は、能力に応じて負担し、必要に応じて給付することとするべきである。一定の範囲について「受益者」に負担を求めることがあるとしてもそれは地方公共団体の運営の原則になるものではない。したがって、「受益者による適正負担の基本原則」は規定するべきではない。そもそも、「受益者」は誰か、「受益」の範囲はどこまでか、「受益」のうち誰がどこまでを負担するのか、決めることは極めて困難である。例えば、保育所で子どもを保育した場合の「受益者」は、健全に育成される子ども、子どもを保育所に預けることによって働く機会を得ることのできた保護者、保護者を雇用することができた企業、子どもが健全に育成されることによる社会全体の利益などが考えられ、簡単に決められるようなものではない。「受益」の負担割合を決めることはさらに困難である。そもそも、子どもが保育所で健全に育成されることや保護者が保育所に子どもを預けて働くことは、子どもや保護者の権利であって単なる「受益」ではない。仮に「受益者」に負担を求めるとしても、誰がどの程度を負担するべきかは、単に「受益」の程度で決めるようなものではなく、権利の保障を前提に住民合意で決めるべきものである。</p>	<p>地方公共団体の提供する行政サービスも、サービスの受け手である住民を広い意味で「受益者」としてとらえることができますが、ご指摘にもあるとおり、行政サービスには様々なものが含まれ、それぞれごとに「受益者」の意味合いも様々です。</p> <p>住民全体を受益者と捉え、税などで広範に財源負担していただくことが適切な場合もあれば、許認可や公の施設の利用のように特定の方が特別の受益を得られることに対応して、当該特定の方に手数料・使用料などで全額負担していただくことが適切な場合もあります。</p> <p>受益者による適正な負担とは、こうした様々な場合に応じて、より適切な財源負担のあり方を選択するということです。具体的な場面では、個々の施策の目的に応じて、特定の方に負担いただく部分と広く税などで負担いただく部分の割合を決めたり、応能負担の考え方を採り入れたり、減免などの制度を組み合わせるなどの調整を通じて、府としての適切な負担の実現を図ることとし、議会の議決を経て予算や個別の使用料・手数料の根拠条例を定めてまいります。</p>

1-2	<p>条例の骨子案に参考として「事業スキーム検証の視点」が掲載されているが、条例には「市場原理を可能な限り尊重」する旨は規定するべきではない。例えば、公立保育所の民間移譲が続いているが、民間保育所は、一定の法的枠組みがあるとしても、基本的に経営者の保育理念に基づいて運営される。モデル的に言えば、保護者は、民間保育所の保育理念を調べ、最も保護者の考えに合う保育所を選択し、子どもを預けることになる。これは、まさに市場原理である。保育所や保育の内容によって保育料が異なればさらに市場性は強まる。このような保育所のあり方を全否定するものではないが、現実には、保護者は居住地や通勤経路から、選択できる保育所は極めて限定される。したがって、本来、保育所は、市場において供給され、保護者の自己責任による「自由な選択」にすべて任せられるのではなく、保護者が保育所運営に参加し、保護者の納得と合意で運営されることを基本とするべきである。生存権保障や福祉の増進を責務とする地方公共団体は、必要な給付が確実に行われる保障のない市場原理ではなく、給付の必要性がより確実に把握でき、給付の内容も住民要求に基づく妥当なものとすることができる住民による「公開と参加」により運営されるのが原則と考える。</p>	<p>行政サービスは多種・多様であり、その全てが市場原理に委ねられるべきとは考えておらず、必要な行政サービスには、公金を投入することとしています。</p> <p>しかしながら、従来、特定の団体などを通じた行政サービスの提供が、当然と考えられていた分野においても、他の方法でエンドユーザーである府民の要望に効率的・効果的に応えることができるケースがあり、そういった可能性について不断に検討を行うことが重要であると考えます。</p> <p>また、行政サービスそのものも、府民のニーズにこたえられているのか、民間のサービスが十分に充実していて、すでに行政の役割を終えているのではないかなどといった点についても検証することが必要です。</p> <p>「事業スキーム検証の視点」においては、こうした検証を、「市場原理を可能な限り尊重」という形で整理し、平成23年度当初予算の編成に当たって徹底を図りました。条例案においては、以上の考え方を踏まえて検討してまいります。</p>
-----	---	--

2 「計画性の確保」について

整理番号	ご意見・ご提言	大阪府の考え方
2-1	<p>既に地方公共団体の財政の健全化に関する法律により早期健全化基準と財政再生基準が定められ、財政運営は厳しく規制されている。これらの基準を上回るような財政指標を定め、財政運営の目標とするならば、府民要求を抑制することにしかならない。したがって、府独自の財政指標は設けるべきではない。</p>	<p>ご指摘のように、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成21年4月から施行され、個々の地方公共団体の財政状況について、資金収支(フロー)の面からだけでなく、資産・債務(ストック)の面からも、総合的に評価できる指標が整備されるとともに、これらの指標に基づく「早期健全化基準」や「財政再生基準」(いわゆる“イエローカード”や“レッドカード”の基準)が設定されたところです。</p> <p>しかし、国の基準は、財政規模などの違いを超えた全国共通の基準として定められたものであり、国の基準に抵触しないようにしつつ、財政の健全性を確保し、住民福祉の持続的な維持向上を図るため、個々の地方公共団体において独自の指標や目標をもつことはありうるものです。</p>

3 「透明性の確保」について
ご意見・ご提言なし。

4 「その他」について

整理番号	ご意見・ご提言	大阪府の考え方
4-1	地方公共団体は、憲法第25条の生存権を保障するために存在するのであって、地方自治法第1条の2においても地方公共団体の役割について「住民の福祉の増進を図ることを基本」とする旨規定されている。すなわち、財政は、これら住民の生存権保障や福祉の増進を図るための手段にすぎないので、「財政の健全な運営」を強調するあまり目的と手段とを取り違え、切実な府民要求を抑制するようなことになってはならない。したがって、条例の目的には大阪府には府民の生存権を保障し、福祉の向上を図るべき責務があることを確認的に規定するべきである。	ご指摘のとおり、財政の健全な運営の確保は、府が果たすべき役割を将来にわたって果たし続けるという目的のための手段というべきものです。そのため、公表している骨子案においても、「新条例のねらい」として、「府民福祉の持続的な維持向上を基本に、情勢変化に対応しつつ府の役割を果たす」ことを掲げ、「そのための基盤となる健全な財政運営を確保する」としているところであり、この趣旨を踏まえて条例案を作成する考えです。

※なお、当府民意見等の募集においては、上記のほか、公務員改革に関することなど府政に対するご意見を4件（4名）いただきました。これらは、「府民の声」システムに登録のうえ、関係室課と情報共有するなど、府政に対する貴重なご意見として取り扱いさせていただきます。